

住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の 入居対象者とは



入居対象者とは…

(1) 対象世帯について
(a)～(c)の
いずれかに該当

+

(2) 所得制限について
月額収入基準に該当

⇒

(1) と (2) の両方に
該当する方が
入居対象者になります

(1) 対象世帯について

(a) 高齢者世帯



高齢者にも配
慮された住宅
があると聞き
ました。



(b) 障がい者世帯



障がいを持って
いるのですが、
住宅を借りられ
ますか？



(c) 子育て世帯



「子供の声がうる
さい」って言われ
ない住宅を探して
います。



(2) 所得制限について

入居の際の月額収入が各地域の協議会が定めた一定金額以下であり、従前の居住地が持家でない方が入居対象となります。

※1 年間の所得金額から扶養親族控除などを控除した額を12カ月で割った額です。

月額収入および控除の計算方法の詳細は計算収入シートを活用し、試算してください。

※2 各地域の基準については、このホームページの事業実施地域一覧表などで確認してください。

入居対象者一覧

※交付申請要領 (P.3～) にも詳しく記載しています。

事業後の入居者を、次に掲げる (a)～(c) のいずれかに該当し、かつ、入居の際の月額収入上限以下の者であって、従前居住地が持家でない者とする。

(a) 高齢者世帯

次のすべてに該当する者又は当該者と同居するその配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む）であるもの。

- 60歳以上の者であること
- 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること
- ・同居する者がいない者であること
- ・同居する者が配偶者、60歳以上の親族又は入居者が病気にかかっていること。その他特別の事情により当該入居者と同居させることが必要であると都道府県知事等が認める者であること

(b) 障がい者等世帯

次のいずれかに該当する者がいる世帯

- 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が、次に掲げる障害の種類に応じ定めるとおりの者
- ・身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
- ・精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
- ・知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度
- 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度のもの
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(c) 子育て世帯

同居者に18歳未満の者がいる世帯